

令和7年(ワ)第561号 損害賠償等請求事件

原告 エンブレム札幌清田管理組合

被告 日本システム企画株式会社

被告第6準備書面

令和8年6月19日

札幌地方裁判所 民事第3部 3係 御中

被告 訴訟代理人弁護士 藤 原 大

同 吉 野



頭書事件について、原告準備書面3に対し、必要な範囲で認否及び反論する（従前の書面で用いた略語は、本書でも同様に用いる。）。

第1 「第1.1」について

原告は、被告第5準備書面において、自由電子の存在について、「（中略）考えられる」と主張した点を捉えて、被告の主張を批判している。

被告第5準備書面において、第2の1(1)、同(3)ア及びウで、「（中略）考えられる」と表現している。自由電子が発生していることを測定できれば、自由電子が発生していることを物理的に説明することができる。しかし、現在の科学では、それができない（乙21の1頁の「MNR パイプテクターは～」の段落（2段落目）参照）。ただ、「水のクラスターのサイズを小さくすると水の自由電子はその位置をクラスターの内側から外側に変動させるという論文が発表されている」（乙21の1頁の「物理的説明～」の段落（3段落目）参照）ことや被告が実施している赤錆防止効果を示す4つの調査から、パイプテクターには、赤錆防止効果があり、その効果発生の説明としては、パイプテクターの設置により、自由電子が発生しているとの説明が合理的である。被告第5準備書面の第2の1(2)で述べた通り、赤錆の原因である酸化は電子が失われる事で起こり、赤錆防止のための還元には電子が必要である。この事実は、パイプテクターの設置により、自由電子が発生しているとの説明を裏付ける。

すなわち、論文、赤錆防止のための還元には電子が必要であること及び被告の調査から、パイプテクターの設置により、自由電子が発生していることは事実である。しかし、現在の科学では、それを物理的に説明ができない。そのため、「（中略）考えられる」と表現はしているが、自由電子の発生は、推測ではない。事実である。

第2 「第1 2」について

(1) 「(1) 4つの調査に対して」について

②フィルター調査、③採水調査、及び④黒錆質量調査については、原告が実施していないことが、この調査を否定する原告の根拠となっている。調査内容を検討することなく、調査内容を否定する。このような反論に説得力がないことは、改めて指摘する必要も無い。①内視鏡調査については、誤差が生じる可能性を指摘しているだけであり、内視鏡調査自体を否定するものではない。

これら4つの調査は、被告がパイプテクターを設置した場合に、状況に応じて、そのいずれかが実施されている。したがって、パイプテクターの設置実績に応じて、調査実績も多数ある。その多数が、パイプテクターの効果を示している。原告は、この事実を、どのように評価するのか。科学的根拠が明らかでない効果発生の主張は意味がない。との主張で、多くの調査実績が示す結果を否定する原告の主張は、不合理である。

被告は1988（昭和63）年6月13日に創業している。パイプテクターは1996年に販売を開始して以来、被告を代表する商品となっており、今まで世界各国で販売している。販売実績は、優に4000件を超える。その殆どにおいて、被告は、4つの調査のいずれかを実施し、設置者は、調査が示すパイプテクターの防錆効果に満足している。原告は、この事実をどのように評価するのか。30年の累計で4000に近い当事者が、防錆効果のないパイプテクターを防錆効果があると騙され続けたと評価するのか。この理解は、常識的ではない。

(2) 「(2) 北海道工業試験場における採水調査」について

これも、原告が実施していないことが、この調査を否定する根拠となっている。このような反論に説得力がないことは、改めて指摘する必要も無い。

(3) 「(3) 日本赤十字社医療センターでのパイプテクターの設置」について

被告は、日本赤十字社が、パイプテクターが赤錆を黒錆する効果がある製品であることを認めたが故に、継続的に数多くのパイプテクターを設置したものと理解している。

原告は、被告の説明及び効果検証の調査を否定する。しかし、原告以外には、被告の説明を肯定する者が多数いる。その一例として、日本赤十字社を指摘している。

第3 「第1 3」について

1. 原告の主張

原告は、特許公報記載のパイプテクターの構造が本契約の内容になると主張する。

2. 特許公報（甲8）について

(1) 争いのない事実

本契約前に、被告は原告に対し、特許公報（甲8）を渡していない。これは、原被告間に争いはない。

したがって、本契約前に、被告は原告に対し、特許公報（甲8）の内容を説明していない。特許公報（甲8）には、請求項1～6及び発明の詳細が記載されている。いずれも、専門的な内容である。しかし、原告は、「パイプテクターのパンフレットに記載されている科学的根拠等を見ても、原告の理事らはその真偽を判断することは出来なかった。」（原告準備書面3 6頁1～2行目）のである。

(2) 原告の主張に対する疑問及び被告の主張

原告は、特許公報記載のパイプテクターの構造が本契約の内容になると主張する。しかし、本件契約前に、原告の理事らは、特許公報（甲8）を見ていない。見ていない特許公報（甲8）の内容が、契約の内容となるという主張は、どのような意味なのか。また、6つある請求項の、どの内容が契約内容となるという主張なのか。

もし、6つある請求項全てが契約内容になるとして、そもそも、見てもない特許公報（甲8）の請求項が、契約内容となるという意思表示を、原告は、どの時点で発し、被告と合意したと主張するのか。

特許公報記載のパイプテクターの構造が本契約の内容になるのであれば、特許公報の内容を原告が理解していることが前提となる。しかし、原告の理事らは、「パイプテクターのパンフレットに記載されている科学的根拠等を見ても、原告の理事らはその真偽を判断することは出来なかった。」のである。パンフレットより詳細で専門的な内容である請求項の内容を、原告の理事らは、いつ・どのような内容として理解したのか。

見ていない、見たとしても、その内容を理解するには高度の専門的知識を必要とするが、原告にはその知識がない状況で、原告の主張を成立させるような意思表示を、被告は想定することができない。即ち、特許公報記載のパイプテクターの構造が本契約の内容になると主張する原告の主張は、失当である。

3. 「第2」について

(1) 「(1) 特許公報に記載のパイプテクターの構造が本契約の内容になっていることに」について

ア 本件契約の対象であるパイプテクターが、特許を取得していることは事実である。しかし、そのことから、直ちに、被告が原告に対し、パイプテクターが特許公報（甲8）で説明している構造を有することが、本件契約の内容となるという原告の主張は、論理が飛躍している。

イ 契約締結に至るには、その前段階に交渉がある。交渉での発言内容が全て契約内容になることはない。交渉を経て、当事者間で契約とすることを合意した内容が、契約内容となる。何が契約内容かは、契約書の解釈である。契約書に記載のない事項が、契約内容に絶対にならないものではない。しかし、契約内容となるのであれば、当事者双方に、その前提となる意思表示が、黙示でも必要である。

ウ この点を検討するに、原告は、

① 「松下氏から、赤錆の発生が止まり黒錆に変化すること以外の科学的効果や化学式が語られたことは一度もない。」（原告準備書面3 第1 3（1）5頁）、

② 本件契約に関する原告の臨時総会においても、NMR パイプテクターが「全国的に北海道を含め多くの実績が有り、効果を上げている事も判明したので、当マンションの給水管更新を NMR パイプテクターで行う事を理事会で決定し、この程本臨時総会に工事実施計画を提案する運びとなりました」（甲15・2頁1段落目）

としている。これは、原告が給水管更生を NMR パイプテクターで行うことを、理事らが決め、それを理事会で正式に決定した理由は、科学的根拠等ではなく、多くの実績や効果を上げていることであることを示している。この事実を踏まえると、原告が黙示であっても、パイプテクターが特許公報（甲8）で説明している構造を有することが、本件契約の内容となるという

意思を示しているとは見ることはできない。そのような意思を示す背景が原告にはないからである。

エ したがって、パイプテクターが特許公報（甲 8）で説明している構造を有することが本件契約の内容となるという原告の主張は、契約に至る過程からも、認めることはできないし、前記第 3 の 2 (2) 記載のとおり、その意思表示を想定することが出来ない。

(2) 原告が錯誤と主張することについて

ア 原告は、「効果が出なければ全額返金保証されるという錯誤に陥った状態で決議をしてしまった。」（原告準備書面 3 第 1 3 (7) 6 頁）と主張する。錯誤というが、本件契約の取消を主張するものではないので、錯誤の趣旨が不明瞭ではあるが、反論しておく。

イ 上記(1)でも指摘したが、交渉を経て、当事者間で契約とすることを合意した内容が、契約内容となる。パイプテクターを設置して、防錆効果が出なければ、「お支払い頂いた金額を返金すると同時に装置を取り外し現状復旧」することを、被告は原告に説明している（乙 2 5 頁参照）。この内容を文言にしたものが、契約書（乙 3）の「第 7 条（効果判定）」（乙 3）である。

効果の判定方法は、「内視鏡調査及び写真判定」とし、効果の判断基準は、①「5 3. 4 % → 縮小改善」（調査場所：A 棟 403 号室）、②「5 6. 1 % → 縮小改善」（調査場所：B 棟 101 号室）と明記してある。また、契約に至る経緯で、「閉塞率の進行を止めることができる」、「赤錆を黒錆に変える」という効果は、赤錆の表面部分から始まり、年単位で薄皮を剥いていくように発揮される。重要なのは、パイプテクターを設置すれば、赤錆の増加を止めることができることであることを松下は説明している。」（被告第 5 準備書面 3 第 2 の 3 (5) 8 頁）。そして、原告は、松下氏がこの説明をしたことを認めている（原告準備書面 3 第 1 3 (5) 5 ~ 6 頁）。

今回、閉塞率の改善は、①「5 3. 4 % → 5 3 %」（調査場所：A 棟 403 号室）、②「5 6. 1 % → 5 4. 8 %」（調査場所：B 棟 101 号室）であり、数値は大きくない。しかし、築後 2 0 年の経過で、閉塞率が 5 0 % を超えていた給水配管の閉塞率の進行が止まったことは明らかである。この点を、松下は、上記引用のとおり（閉塞率の進行を止めることができる、赤錆の増加を止めることができる）原告の理事に説明している。

ウ 交渉を経て、「効果が出なければ全額返金保証される」ことについて、原告が合意した内容は、契約書（乙3）の「第7条（効果判定）」「第8条（返金保証）」（乙3）で決めた内容である。原告は、契約書で定めた内容と異なる内容を、被告と合意したので錯誤があると主張をする趣旨と思われる。これは、法的な意味の錯誤ではない。思い違いに過ぎない。また、効果についても、閉塞率の進行が止まったことが、パイプテクター設置の効果であることが正当に評価されなければならない。

エ もとより、効果について、上記①調査場所のA棟403号室において、その後、パイプテクター設置約3年後の令和3年10月12日、原告の理事長立ち会いの下で内視鏡調査を行ってパイプテクターの効果測定を実施したところ、閉塞率の改善は①「53.4%→53%→52%」（調査場所：A棟403号室）とさらに1.0ポイント（設置前の内視鏡調査と比較して1.4ポイント）の閉塞率が縮小改善している（乙5）。このように、パイプテクターの設置効果は、その後の内視鏡調査からも明らかである。

(3) 原告準備書面2における求釈明事項について

原告の求釈明は、特許公報に記載のパイプテクターの構造が本契約の内容になっていることが前提である。その前提が失当であることは、前記第3の2(2)記載のとおりである。

したがって、原告の求釈明事項に釈明する必要はない。

以 上